

受診するべきかわからない、
受診方法がわからない…。

沖縄県から、県民向けに新型コロナウイルス感染症について、一般向けの相談・受診についてフローチャートができました。コールセンターが相談内容に応じて最寄りの診療所や検査協力医療機関を紹介し、受診すべきか悩んだときなどに参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー

問 健康推進課 ☎840-8126

症状のある人

発熱などの風邪症状、息苦しさ、強いだるさがある人

接触者など

陽性の人と接触のあった人、
接触確認アプリCOCOAで通知のあった人
*症状の有無は問いません

コールセンター
098-866-2129



受診・検査希望あり

(診療所または検査協力医療機関を紹介)

緊急性が高い

表情・外見

- ・顔色が明らかに悪い ※
- ・唇が紫色になっている
- ・いつもと違う、様子がおかしい

息苦しさなど

- ・息が荒くなった(呼吸数が多かった)
- ・急に息苦しくなった
- ・生活をしていて少し動くと息苦しい
- ・胸の痛みがある
- ・横になれない
- ・座らないと息ができない
- ・肩で息をしている
- ・ゼーゼーしている

意識障害など

- ・ぼんやりしている(反応が弱い) ※
- ・もうろうとしている(返事がない) ※
- ・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする。

※がついているものは、例えば一緒に生活している人が見て判断した場合



救急外来

できるだけ事前に電話をして、
受診方法を確認する。

診療所

医師が検査必要と判断

検体採取センター

検査協力医療機関

※北部、浦添、那覇市・南部に設置
(宮古、八重山は設置なし)
※中部は、中部地区医師会がホームページの問診サイトで検査協力医療機関を紹介

検体

※検査結果が出る前に容体が悪化した場合は、受診した医療機関に相談または救急外来を受診してください。

検査実施機関

陽性

陰性

診療所などで診療継続

入院

感染症指定医療機関
協力医療機関

宿泊療養 自宅療養

※陽性者は原則入院だが、地域の状況に応じて
宿泊療養・自宅療養となる場合がある



就学援助制度って?

小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。

援助対象

糸満市に住所を有し、令和3年度に公立の小学校へ入学を予定している児童の保護者、または区域外就学で糸満市立の小学校に入学を予定している児童の保護者で次のいずれかに該当する人。

- ①生活保護が停止または廃止になった人
- ②生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯
- ③大規模災害(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風(台風第19号)、令和2年7月豪雨)の被災者で生活が困窮していると認められる人

援助の内容

今回の申請は、新入学用品費の入学前支給のみとなります。



申請期間

兼城地区・糸満地区	令和3年1月4日(月)～1月6日(水)
高嶺地区・三和地区	令和3年1月7日(木)～1月8日(金)
西崎地区	令和3年1月12日(火)～1月14日(木)
潮平地区	令和3年1月14日(木)～1月15日(金)

申請の流れ



お知らせ配布



申請手続き



認定の可否、通知



就学援助費の支給

安心して学べる環境づくり

令和2年度

就学援助制度

問い合わせ 糸満市教育委員会 学校教育課
☎ 840-8165

申請書類

- ①就学援助申請書(兼同意書・委任状)
- ②保護者名義の預金通帳、
またはキャッシュカードのコピー
- ③家賃証明書(賃貸住宅に住んでいる人のみ)
- ④令和2年度 所得課税証明書
(令和2年1月2日以降に転入した人のみ)

! 注意事項

確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。申請前に、同居している18歳以上の人全員が申告しているか確認してください。

提出先

保護者(原則)が、
糸満市教育委員会学校教育課
(糸満市役所5階)に提出

就学援助申請書は学校教育課の窓口にあります。来所前に必要書類(申請書以外)が全て揃っているか確認してください。

申請は
お早めに!

